

## その他

### (1) 相談支援事業所が市内に新規開設 (R8.2.1)

- ・ 名称：相談支援ステラ
- ・ 住所：胎内市中条（鴨田）
- ・ 対象：障がい者、障がい児
- ・ 管理者兼相談支援専門員（ひとり事業所）
- ・ 資格：精神保健福祉士、社会福祉士
- ・ 基幹相談支援センターたいないとの協働により支援体制を確保（地域生活支援拠点等）

### (2) 放課後等デイサービスが市内に新規開設 (R8.2)

- ・ 名称：カレイドスクエアパーク村上 胎内サテライト
- ・ 住所：胎内市東牧（黒川小学校近く）
- ・ 定員：5人
- ・ 問い合わせ先：カレイドスクエアパーク村上

### (3) 障害福祉施設等への運営支援補助金の実施について

国の臨時交付金（令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を活用し、予算の範囲内で支援を行う。

- ・ 補助金名称：胎内市病院・介護・障害福祉施設運営支援補助金（予定）
- ・ 予算額：22,500千円
- ・ 補助対象者：令和7年12月1日時点において、サービスの安定的な提供を継続している胎内市内の病院・介護・障害福祉施設を運営する事業者
- ・ 補助金の交付要件
  - ： 補助金の交付申請時点において、
    - 市民が現に利用している事業を実施していること。
    - 納付期限が到来している本市の市税及び上下水道料金について未納がないこと。
- ・ 補助対象経費
  - ： 令和7年4月から令和8年1月までの間に使用した電気料金、ガス料金、燃料費（ガソリン、軽油、灯油）のうち、令和6年度と比較して実質上昇した分の使用料。
  - ： 食料品費高騰分について、病院及び入所・通所施設に対して、定員数に応じた一定額を加算。
- ・ 申請期間：令和8年3月